

訪 問 看 護 契 約 書

事業者：医療法人社団 涼友会

事業所：神楽坂訪問看護ステーション

第 1 条（サービスの目的及び内容）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護についての介護給付の対象となるサービスを提供し、利用者は事業所に対しそのサービスに対する料金を支払います。
- 2 サービス・内容の詳細は、「別紙 1 」のとおりです。

第 2 条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から要介護認定の有効期間満了日とします。
- 2 上記の契約期間満了日の 10 日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、事業者が利用者に対し契約更新の意思を確認し、契約を自動更新されるものとします。

第 3 条（個別サービス計画等）

- 1 事業者は、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、「個別サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第 4 条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記録します。
- 2 事業者は、「サービス提供記録書」等の記録を作成した後 2 年間はこれを適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供します。

第 5 条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービス毎に別紙に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

- 2 利用者は該当月の料金の会計額をその請求書日より、10日以内に下記の方法で支払います。
1、現金払い 2、銀行振込 3その他（ ）の方法で支払います。
- 3 事業者は利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 4 利用者は居宅において訪問看護師がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。
- 5 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 6 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 7 事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第5項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

第6条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して、「別紙2」に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第5条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第7条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「契約書別紙」を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第8条（利用者の解約権）

- 1 利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合

- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合

第9条（事業者の解除権）

- 1 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書を通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者や訪問看護師に対して、著しい不信行為（暴力・暴言、セクシュアルハラスメント など）により契約を継続することが困難となった場合

第10条（契約の満了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第8条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき
- 2 第9条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 3 次の事由により利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - ① 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したこと
 - ② 利用者が要介護認定を受けられなかったこと
 - ③ 利用者が死亡したこと
- 4 医師からの訪問看護指示書の交付が中止されたとき

第11条（事故対応と損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対し訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- 3 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第13条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第14条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問看護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、応急処置を行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等必要な措置を講じます。

第15条（身分証携行義務）

訪問看護師は、常に身分証を携行し初回訪問時および利用者又は利用者の家族から掲示を求められたときは、いつでも身分証を掲示します。

第16条（連携）

- 1 事業者は、訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第17条（契約外条項等）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約及び「介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者が誠意を持って協議のうえ定めます。
- 3 利用者の病態の変化、急性増悪に伴い、主治医の特別訪問看護指示書が交付された場合、その日から、14日に限り医療保険の適応になります。
 - （1） ご利用者様、そのご家族がご自宅で明るく健やかに療養出来るように、職員一同心をこめて看護と医療をご提供致します。
 - （2） ご利用者様やご家族が安心して療養生活が送れるよう、多職種との連携を密にしてより良い看護が提供できるよう努めます。
 - （3） 質の向上を図るため勉強会や研修会等へ参加し、自己研鑽を積んで参ります。

5 サービス利用料金及びご利用者負担

介護保険からのサービスを利用する場合は、利用料負担額は各人の利用者負担の割合によって計算した料金になります。

但し、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

訪問看護費用の詳細は「別紙 2」

- ① 交通費に関しては、当事業所の通常業務を実施する地域以外のご利用者様のみ。

公共の交通機関利用の実費

また深夜など交通機関の運行がない時間帯の場合はタクシー利用の実費

自家用車利用の場合 片道 5 km 未満 500 円

片道 10 km 未満 1,000 円

- ② 訪問看護時のケアにかかる衛生材料費はご利用者様負担となります。
- ③ エンゼルケアの実施に関して、訪問看護と連続して行われる死後の処置（ご逝去された後旅立ちのお仕度をご家族様と一緒にいきます）をご希望される場合は、費用 15,000 円
- ④ お支払いに関して、月末締め翌月 5 日以降に請求致します。

自己負担金は次のいずれかの方法によりお願い致します。

ア 現金払い：サービス提供時に看護師に支払いお願い致します

イ 銀行振込：期日までに指定銀行への振り込みをお願い致します

※手数料はご利用者様負担となります

- ⑤ 病態の変化に伴い、主治医から特別訪問看護指示書が交付された場合、月の途中で介護保険から医療保険の適応となり、その期間の利用料は医療保険による支払いとなります。

※急性増悪等により、頻回の訪問看護を必要と判断された場合

指示有効期間：指示日から最長 14 日まで、1 回/月交付可能

下記の場合は 2 回/月まで交付可能

- ・気管カニューレを使用している状態にある者
- ・真皮を越える褥瘡の状態にある者

6 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応致します

T E L	0 3 - 5 2 2 5 - 4 7 9 9
F A X	0 3 - 5 2 6 1 - 9 8 9 9
担当者	大澤 紀子
対応時間	月～金曜日 9：00～17：00

※担当者不在の場合は、担当者の携帯電話へ連絡が取れるよう取り計らい、また時間外であっても転送電話にて連絡がとれるよう対応しております

公的機関においても相談、苦情の申し出等が出来ます

新宿区介護保険課指導係	所在地	新宿区歌舞伎町 1-4-1
	連絡先	0 3 - 5 2 7 3 - 3 4 9 7
	対応時間	月～金曜日 9：00～17：00
東京都国民健康保険団体 連合会苦情相談窓口	所在地	千代田区 3-5-1 東京区政会館 10 階
	連絡先	0 3 - 6 2 3 8 - 0 1 7 7 (直通)
	対応時間	月～金曜日 9：00～17：00

7 当法人概要

名称・法人種類	医療法人社団 涼友会
代表者名	理事長 執 行 友 成
所在地	新宿区赤城下町 62 アネックス 62-1 階
連絡先	0 3 - 3 2 3 5 - 9 9 3 9
業務の概要	医療施設 【 執行クリニック 】(H10.9.1 開設) 外来診療、東京ヘルニアセンター指導医療機関 【 神楽坂 D.S.マイクリニック (有床診療所) 】(H15.2.1 開設) 外来診療、在宅療養支援診療所、東京ヘルニアセンターの入院治療施設

8 高齢者虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権を尊重し、高齢者虐待と定義される不適切なケアを一切行わないこととする。また、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応策などに努め、すべての職員がこれらを意識し、本指針を遵守して、高齢者の尊厳の保持・人格の尊厳を重視し、高齢者福祉の増進に努めるものとする。また虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じる。

なお高齢者虐待防止法の規定に基づき、当事業者では「高齢者虐待」次のような行為として整理する。
(身体的虐待、介護放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)

また、当事業所の看護内容及び社会的意義に鑑み、当職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要す状況、ならびに虐待に至る以前の対応が必要な状況についても「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とする。

9 その他（ステーションからのお願い）

利用者・家族との信頼関係のもとに安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう下記の点についてご協力ください。

- ① 訪問の時間についてお約束の時間より遅くなる場合がございます。
15分以上遅れる場合はご連絡いたします。
ご理解の程、よろしくお願いいたします。
- ② 天災その他事由により連絡なく契約上定められた時期に訪問することができなくなる場合がございます。
ご承諾ください。
- ③ 職員に対する金品などのお心付けはお断りしています。
職員がお茶やお菓子、お礼の品物などを受け取る事も事業所として禁止しております。
また金銭・貴重品等の管理にご協力ください。
- ④ ペットをゲージへ入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。
大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつなげていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。
職員がペットに噛まれた場合、治療費などのご相談をさせていただく場合がございます。
- ⑤ 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。
職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

(事業者)	所在地	東京都新宿区赤城下町 62 アネックス 62-1F	
	事業者名	医療法人社団 涼友会	
	代表者名	執行 友 成	印

(事業所)	所在地	東京都新宿区市谷山伏町 2-2 神楽坂 NKビル 1F	
	事業者名	神楽坂訪問看護ステーション	
	代表者名	大 澤 紀 子	印

【 説 明 確 認 欄 】

サービスの開始に当たり上記のとおり、居宅サービスの**契約締結,重要事項,利用料金**についての説明を致しました。

本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

<事業者> 事業者名 医療法人社団 涼友会
神楽坂訪問看護ステーション

説明者 _____

上記の内容について説明を受け同意しました

<利用者> 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

ご家族又は代理人 住所 _____

関係（ ） 氏名 _____

立会人 住所 _____

氏名 _____

別紙 1

指定訪問看護および指定介護予防訪問看護のサービス内容

訪問看護はご利用者様のご自宅において看護師その他省令で定める者が

療養上の世話又は診療の補助を行うサービスです

医師が交付した訪問看護指示書に基づき訪問看護計画書を作成し実施します

- ① 症状・障害の観察（状況に応じた判断と対処）
- ② 清拭・洗髪など清潔の保持
- ③ 食事・排泄など日常生活の看護
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア 緩和ケア（がん末期や終末期）
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテルなどの管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

主治医および居宅介護支援専門員など、他職種との連携に努めます

訪 問 看 護 契 約 書

医療法人社団 涼友会

神楽坂訪問看護ステーション